

## 容器による高圧ガス供給の保安協定書

消費者名称： \_\_\_\_\_（以下「甲」という。）は、

供給者名称： \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）との間に、甲の所有する高圧ガス容器（高圧ガス保安法第41条に規定する容器で、高圧ガスが充てんされていないものも含む。以下単に「容器」という。）による高圧ガスの供給において、その責任の範囲について下記の通り協定する。

第1条 乙は、甲が所有する容器に対し、本協定の更新毎に、当該容器の状態を確認するとともに、充てんを行って充填圧力に耐えうる性能のあることを証明する。甲は、充てんおよびこれに付随する容器再検査のために、乙が必要とする期間、容器を乙に預けることを了承した。

第2条 甲は、善良な高圧ガス管理者の立場をもって、高圧ガス保安法および労働安全衛生法等の関係する法令と都道府県の指針、市の条例などの規定に従い、責任を持って運用管理し、甲乙共に末尾に記載の「高圧ガスを供給する容器に係わる注意事項及び手続き（参考資料9）」を遵守する。また受渡しから引取りまでの期間中、使用上の一切の責任は甲が負うものとする。

第3条 乙が、なんらかの理由で甲の容器を預かる場合、安全のため充てんされたガスを放出して1MPa未満に内圧を落としたり、容器とバルブを個別に保管するなどの措置を講ずる場合がある。

第4条 容器が甲乙それぞれの管理下にある間、当該容器の使用上の一切の責任は、その時点の管理者が負うもので、甲の容器に起因する事故あるいは事件等により民事責任が発生した場合、その責任はすべて管理者が負うものとする。

第5条 容器の刻印、再検査費用、磨耗や破損などにより交換する付属品及び公租公課は甲の負担とする。

第6条 甲が、当該容器を廃棄するときには、乙に依頼してこれを行う。乙が指定する方法によって行われる廃棄に必要となる費用は、甲が負担する。

第7条 本協定は締結の日から発効し、その有効期間は各々の容器について最終充てん日より1ヶ年とする。内容に変更のある場合は期限の2ヶ月前に申し出、甲乙が誠意を持って協議する。変更の申出のない場合は、第一条の定める充てんを行い、本内容をもって協定を更新し、その後も同様とする。

第8条 本協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲および乙は誠意を持って協議する。また、本協定の範囲以外的手段で供給を行われた場合に、その手段ごとに別の協定や契約の類がある場合はその定めに従うものとする。

以上本協定締結の証として本書2通を作成し、記名捺印の上各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲(依頼主) 住 所  
名 称  
代表者 印

乙(委託先) 住 所  
名 称  
代表者 印